

## 綾瀬市民間保育所等運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、民間保育所等が自主的で柔軟な施設経営の促進及び入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする事業に要する経費並びに障害児保育に要する経費に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間保育所等 次に掲げる施設のうち市町村以外の者が設置する施設をいう。
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を受けた保育所
  - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (2) 障害児 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害を持つ児童
  - イ おおむねIQ70以下の知的障害児
  - ウ 一定の期間特別の指導を要する情緒障害児及び自閉症的傾向児
- (3) 管外 綾瀬市以外の市区町村をいう。

### (補助対象者及び補助対象事業)

第3条 この要綱における補助対象者は、民間保育所等の設置者又は当該施設の長とし、補助対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める補助事業とする。

- (1) 市内の民間保育所等 別表第1に掲げる補助事業
- (2) 市内の法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設（以下「小規模保育施設」という。）別表第1に掲げる補助事業のうち、民間保育所等機能強化費（待機児童対策特別加

算を除く。)、入所児童処遇費及び障害児保育推進事業費

- (3) 管外の民間保育所等及び小規模保育施設（市内に在住する児童を委託されるものに限る。）別表第2に掲げる補助事業  
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1に定める対象経費の額とし、別表第3により算定した基準額を上限とする。ただし、障害児保育推進事業費に要した経費について寄附金その他の収入がある場合は、その額を控除した額とする。

(補助金の交付申請及び提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、民間保育所等運営費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度ごとに市長に提出しなければならない。

- (1) 民間保育所等運営費補助金算出内訳書（第2号様式）
- (2) 借入金調書（第3号様式）
- (3) 特別経常費内訳書（第4号様式）
- (4) 保育緊急対策事業費台帳（第5号様式）
- (5) 民間保育所等機能強化費台帳（第6号様式）
- (6) 障害児保育加算対象児童の入所状況表（第7号様式）
- (7) 要支援児童保育加算所要額調書（第8号様式）
- (8) 要支援児童保育加算所要額内訳書・実績内訳書（第9号様式）
- (9) 要支援児童保育加算調査票（第10号様式）
- (10) 保育士確保対策事業所要額調書（第11号様式）
- (11) 保育士確保対策事業所要額内訳書・実績内訳書（第12号様式）
- (12) 地域育児センター事業実施計画書・実績書（第13号様式）
- (13) 保育士配置基準算出表（第14号様式）
- (14) 財産目録及び貸借対照表
- (15) 障害児保育推進事業費所要額調書（第15号様式）
- (16) 障害児保育推進事業費所要額内訳書・実績内訳書（第16号様式）
- (17) 特別児童扶養手当認定通知書（写し）又はこれに代わる書類
- (18) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（健康管理体制強化事業）所要額調書（第17号様式）

- (19) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（健康管理体制強化事業）所要額内訳書
    - ・実績内訳書（第18号様式）
  - (20) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（医療的ケア児加算）所要額調書（第19号様式）
  - (21) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（医療的ケア児加算）所要額内訳書・実績内訳書（第20号様式）
  - (22) 要保護児童民間保育所等受入促進事業費所要額調書（第21号様式）
  - (23) 要保護児童民間保育所等受入促進事業費所要額調内訳書・実績内訳書（第22号様式）
  - (24) 看護師等の資格証又は医療的ケア児サポーターに該当することを証する書類（写し）及び雇用契約書又はこれに代わる書類（写し）
  - (25) 保護を必要とすることを証明する書類
  - (26) 保育士雇用助成加算所要額調書（第23号様式）
  - (27) 保育士雇用助成加算所要額内訳書・実績内訳書（第24号様式）
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要でないと認める書類の添付は、省略することができる。
- 3 交付申請書の提出期限は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める期日までとする。ただし、各期日後に入所を委託した場合は、翌月の10日までとする。
- (1) 市内の民間保育所等及び小規模保育施設 当該年度の4月10日
  - (2) 管外の民間保育所等及び小規模保育施設（次号に掲げる施設を除く。）当該年度の6月10日
  - (3) 横浜市の民間保育所等及び小規模保育施設 当該年度の3月10日
- 4 前項本文の規定にかかわらず、新設された民間保育所等については、開所日から起算して10日以内とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、当該年度の3月31日までの市長が定める日までに申請するものとする。
- 6 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費

税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（決定の通知）

第6条 規則第7条の規定による通知は、民間保育所等運営費補助金（変更）交付決定通知書（第25号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第8条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、民間保育所等運営費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第26号様式）を、市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める期日に所要額を交付するものとする。

- (1) 市内の民間保育所等及び小規模保育施設（次号に掲げる施設を除く。） 四半期ごと
- (2) 市長が特に認めた施設及び小規模保育施設 市長が定める期日
- (3) 管外の民間保育所等及び小規模保育施設（前号に掲げる施設を除く。） 半期ごと

2 前項の規定にかかわらず、横浜市に所在する民間保育所等については、この限りでない。

3 社会福祉法人等を運営する者が法令の規定、法令の規定に基づく所管庁の命令、処分若しくは定款等に違反していると認めるとき又は施設の管理運営が適正を欠き、かつ、補助の目的を有効に達成することが困難若しくは不可能と認めるときは、その状況に応じ、別に定める要領によりこの要綱の規定による補助金の一部又は全部を交付しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項による実績報告は、民間保育所等運営費補助金実績報告書（第27号様式）によるものとし、同条に規定する市長の定める期日は、当該会計年度終了後の4月15日までとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第28号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部、一社、一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を法人会計及び施設会計に分け、その経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間保存するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(綾瀬市障害児保育推進事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 綾瀬市障害児保育推進事業補助金交付要綱（昭和59年4月1日施行）は、廃止する。

(令和2年度における申請書の提出期限の特例)

- 4 令和2年度における市内の民間保育所等の交付申請書の提出期限は、第5条第3項第1号の規定にかかわらず、令和2年6月3日とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月31日から施行し、平成18年4月1日から適用する

。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年6月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第6条第3項の規定にかかわらず、平成27年度の交付申請書の提出期限は、平成27年6月30日とする。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年10月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 第10条第1項の規定にかかわらず、平成27年度における待機児対策特別加算分の補助金交付時期は、変更交付決定後すみやかに行うものとする。

## 附 則

### (施行期日等)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

### (施行期日等)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

### (施行期日等)

この要綱は、平成31年2月13日から施行する。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この要綱は、令和元年5月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 第6条第3項の規定にかかわらず、平成31年度の交付申請書の提出期限は、令和元年5月31日とする。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年2月25日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 令和元年10月1日前における補助対象事業に係る規定については、なお従前の例による。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日以前に申請された補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日以前に申請された補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

補助事業名	経 費 名	対 象 経 費
特別経常費	特別経常費	社会福祉法人及び民法第34条に規定する公益法人が行う施設整備（修繕を含む。）及び設備整備のための独立行政法人福祉医療機構、年金福祉事業団又は神奈川県社会福祉協議会からの借入金償還元金
保育緊急対策事業費	低年齢児受入対策緊急支援事業	県保育緊急対策事業費補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）及び県低年齢児受入対策緊急支援事業実施要領に定める事業実施経費
	民間保育所等健康管理体制強化事業	県保育緊急対策事業費補助金交付要綱及び県民間保育所健康管理体制強化事業実施要領に定める事業実施経費
	要保護児童保育所等受入促進事業	県保育緊急対策事業費補助金交付要綱及び県要保護児童保育所受入促進事業実施要領に定める事業実施経費
民間保育所等機能強化費	障害児保育加算	障害児（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）以外）の受け入れに対する保育士の雇用経費
	要支援児童保育加算	支援が必要な児童の受入に対する保育士の雇用経費
	待機児対策特別加算	既存の民間保育所等が入所定員を増加した場合、国の公定価格単価が下がることに対する経費。ただし、平成28年4月1日以降に増加した施設に限り、複数回増加した施設は直近の増加分に限る。
	保育士確保対策事業	保育士を新たに雇用するための経費（求人広告の掲載料や派遣会社による人材紹介料、就職相談会の実施費用等）
地域育児センタ一機能強化費	地域育児センタ一機能強化費	地域育児センター事業基本要綱に定める事業実施経費
入所児童処遇費	保育士雇用助成加算	保育士の増補及び処遇改善のための人員費加算
	採暖費	児童の暖房に係る経費
	腸内細菌検査費（ノロウイルス検査）	調理従事者からの感染予防に係る腸内細菌検査（ノロウイルス検査）の費用
	園外保育助成費	児童の園外保育に係る費用
	保育教材助成費	児童用の教材に係る費用

	保険料助成費	児童が加入する独立行政法人日本スポーツ振興センター共済に係る費用
	紙おむつ処理事業費	児童の使用済紙おむつの処分に係る費用
	紙おむつ収集運搬費	児童の使用済紙おむつの収集運搬に係る費用
障害児保育推進事業費	障害児保育推進事業費	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）であり、集団保育が可能で日々通所できる障害児の保育に要する経費

別表第2（第3条関係）

補助事業名	経 費 名	対 象 経 費
法外扶助費	法外扶助費	民間保育所等の所在市区町村が定める費用

別表第3（第4条関係）

## 1 特別経常費

補助事業名	経費名	補助対象経費	基準額の算出方法
特別経常費	1 昭和48年度から平成3年度までの借入契約に係る借入金 借入金元金の一定限度額（以下「補助対象経費限度額」という。）の4分の3	当該年度 約定返済 元金合計額	補助対象 経費限度額 3 $\times$ _____ 元金全額 4
			当該年度 約定返済 元金合計額 3 $\times$ _____ 4
	(2) 施設の修繕等及び設備更新の場合 補助対象経費限度額の4分の3	当該年度 約定返済 元金合計額	補助対象 経費限度額 3 $\times$ _____ 元金全額 4
			当該年度 約定返済 元金合計額 3 $\times$ _____ 4
	3 平成23年度以降の借入契約に係る借入金		補助対象外

補助対象経費限度額の算出方法		
区分	工事等の年度	算出方法
施設の新築等の場合	昭和48年度から 昭和56年度	基準単価に基準面積を乗じた額から補助金の額を控除した額と借入金を比較して少ない方の額
	昭和57年度から 平成3年度	基準単価に基準面積を乗じた額から補助金の額と総事業費の5%に相当する額を加算した額を控除した額と借入金を比較して少ない方の額
施設の修繕等の場合	昭和48年度から 昭和56年度	借入金元全額
	昭和57年度以降	総事業費（ただし、補助金等がある場合は総事業費からそれらを控除した額とする。）から100万円を控除した額と借入金を比較して少ない方の額
設備更新の場合	昭和48年度から 昭和56年度	借入金元全額

	昭和57年度以降	備品（1品の購入価格が50万円以上の場合を対象とする。）の購入価格（2品以上の場合はその合計額）と借入金を比較して少ない方の額
--	----------	---

2 保育緊急対策事業費、民間保育所等機能強化費、地域育児センター機能強化費、入所児童待遇費、法外扶助費

補助事業名	経費名	補助単価	基準額の算出方法
保育緊急対策事業費	低年齢児受入対策緊急支援事業	保育士1人当たり 月額316,402円	補助単価×配置基準を超える保育士数
	民間保育所等健康管理体制強化事業	看護師又は保健師 月額 30,800円 医療的ケア児サポーターの雇用経費（ただし、月額329,000円を上限とする。）	補助単価×配置月数
	要保護児童保育所等受入促進事業	月額 57,816円	補助単価×入所月数
	障害児保育加算	児童1人当たり 月額 57,292円	補助単価×補助対象児童数
民間保育所等機能強化費	要支援児童保育加算	児童1人当たり 月額 57,292円（ただし、定員の10%（小数点以下四捨五入）を上限とする。）	補助単価×補助対象児童数
	待機児対策特別加算	国が定める公定価格で、変更前の入所定員の定員区分の公定価格単価から、変更後の定員区分の公定価格単価を減した金額。ただし、10円未満の金額は切り捨てる。	補助単価
	保育士確保対策事業	保育士を新たに雇用するための経費の1/2。ただし、1円未満の金額は切り捨てる。	補助単価
	地域育児センター機能強化費	地域育児センター事業基本要綱第3条各号に定める事業実施施設 在宅育児支援事業 年額100,000円 相談機能強化事業 年額100,000円 地域家庭登録型事業 年額150,000円 三世代交流型支援事業 年額150,000円	補助単価×補助対象施設数（事業の実施に要した費用が補助単価を下回る場合はその額）

入所児童処遇費	保育士雇用助成加算	1箇所当たり 月額238,400円	補助単価× 補助対象月数
	採暖費	児童1人当たり 月額 83円 (ただし、10月～3月の期間内に限る。)	補助単価× 補助対象児童数
	腸内細菌検査費 (ノロウイルス検査)	調理従事者1人当たりの検査費用を2で除した 金額(ただし、1人当たりの対象検査回数は月 1回、月額2,000円を上限とし、10月～ 3月の期間内に限る。)	補助単価× 補助対象職員数
	園外保育助成費	1箇所当たり 年額 75,000円	補助単価× 補助対象施設数
	保育教材助成費	児童1人当たり 月額 375円	補助単価× 補助対象児童数
	保険料助成費	児童1人当たり 年額 225円	補助単価× 補助対象児童数
	紙おむつ処理事業費	0歳児から2歳児までの児童1人当たり 月額 400円	補助単価× 補助対象児童数
	紙おむつ収集運搬費	1箇所当たり 年額100,000円	補助単価× 補助対象施設数
法外扶助費	法外扶助費	当該市区町村長が定める助成費	当該市区町村長が定める算出基準

### 3 障害児保育推進事業費

補助事業名	経費名	補助対象経費	基準額の算出方法
障害児保育推進事業費	障害児保育推進事業費	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)であり、集団保育が可能で日々通所できる障害児の保育に要する経費	月額123,300円×各月初日現在の障害児数×入所月数

基準単価は、次に定める単価と総事業費を実施面積で除した実行単価を比較して少ない方の額とする。

年度 建築構造	4 8	4 9	5 0	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	5 6	5 7	58~63	元	2	3
耐火建築	円 69,200	円 100,800	円 109,000	円 117,500	円 132,600	円 146,400	円 146,900	円 150,400	円 154,600	円 156,900	円 157,800	円 166,000	円 169,500	円 173,400
簡易耐火建築	60,000	87,300	95,000	101,700	114,600	124,500	128,100	131,000	134,800	136,900	137,700	144,400	147,700	151,500
その他	43,900	63,900	69,000	74,600	84,100	92,000	95,400	97,700	100,500	101,900	102,600	166,000	169,500	173,400

基準面積は、次に定める面積と実施面積を比較して小さい方の面積とする。ただし、増築の場合は、小さい方の面積から既存面積を控除した面積と増加後の定員による増加定員相当分の面積を比較して小さい方の面積とする。

年度 定員区分	4 8～4 9 (m <sup>2</sup> )	5 0～6 0 (m <sup>2</sup> )	6 1～3 (m <sup>2</sup> )
4 5 人以下	6. 5 m <sup>2</sup> ×定員	7. 8 m <sup>2</sup> ×定員	9. 1 m <sup>2</sup> ×定員
4 6 人～9 0 人	6. 5 m <sup>2</sup> ×定員	7. 8 m <sup>2</sup> ×定員	7. 8 m <sup>2</sup> ×定員
9 1 人～1 2 0 人	6. 5 m <sup>2</sup> ×定員	7. 5 m <sup>2</sup> ×定員	7. 5 m <sup>2</sup> ×定員
1 2 1 人～1 5 0 人	6. 5 m <sup>2</sup> ×定員	7. 2 m <sup>2</sup> ×定員	7. 2 m <sup>2</sup> ×定員
1 5 1 人～1 8 0 人	6. 5 m <sup>2</sup> ×定員	7. 0 m <sup>2</sup> ×定員	7. 0 m <sup>2</sup> ×定員
1 8 1 人～2 1 0 人	6. 5 m <sup>2</sup> ×定員	6. 8 m <sup>2</sup> ×定員	6. 8 m <sup>2</sup> ×定員
2 1 1 人～2 4 0 人	6. 5 m <sup>2</sup> ×定員	6. 7 m <sup>2</sup> ×定員	6. 7 m <sup>2</sup> ×定員
2 4 1 人～2 7 0 人	6. 5 m <sup>2</sup> ×定員	6. 6 m <sup>2</sup> ×定員	6. 6 m <sup>2</sup> ×定員
2 7 1 人以上	6. 5 m <sup>2</sup> ×定員	6. 5 m <sup>2</sup> ×定員	6. 5 m <sup>2</sup> ×定員

備考 独立行政法人福祉医療機構が（注1）及び（注2）を超える特別の基準面積及び基準単価を承認した場合は、当該機構の承認する基準面積及び基準単価を適用する。

第1号様式（第5条関係）

民間保育所等運営費補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地

名　　称

代表者氏名

年度綾瀬市民間保育所等運営費補助金の交付を受けたいので、次のとおり  
関係書類を添えて申請します。

- 1　補助事業
- 2　交付申請額　　円
- 3　添付書類
  - (1) 民間保育所等運営費補助金算出内訳書（第2号様式）
  - (2) 借入金調書（第3号様式）
  - (3) 特別経常費内訳書（第4号様式）
  - (4) 保育緊急対策事業費台帳（第5様式）
  - (5) 民間保育所等機能強化費台帳（第6号様式）
  - (6) 障害児保育加算対象児童の入所状況表（第7号様式）
  - (7) 要支援児童保育加算所要額調書（第8号様式）
  - (8) 要支援児童保育加算所要額内訳書・実績内訳書（第9号様式）
  - (9) 要支援児童保育加算調査票（第10号様式）
  - (10) 保育士確保対策事業所要額調書（第11号様式）
  - (11) 保育士確保対策事業所要額内訳書・実績内訳書（第12号様式）
  - (12) 地域育児センター事業実施計画書・実績書（第13号様式）
  - (13) 保育士配置基準算出表（第14号様式）
  - (14) 財産目録及び貸借対照表

- (15) 障害児保育推進事業費所要額調書（第15号様式）
- (16) 障害児保育推進事業費所要額内訳書・実績内訳書（第16号様式）
- (17) 特別児童扶養手当認定通知書（写し）又はこれに代わる書類
- (18) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（健康管理体制強化事業）所要額調書（第17号様式）
- (19) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（健康管理体制強化事業）所要額内訳書・実績内訳書（第18号様式）
- (20) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（医療的ケア児加算）所要額調書（第19号様式）
- (21) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（医療的ケア児加算）所要額内訳書・実績内訳書（第20号様式）
- (22) 要保護児童民間保育所等受入促進事業費所要額調書（第21号様式）
- (23) 要保護児童民間保育所等受入促進事業費所要額調内訳書・実績内訳書（第22号様式）
- (24) 看護師等の資格証又は医療的ケア児サポーターに該当することを証する書類（写し）及び雇用契約書又はこれに代わる書類（写し）
- (25) 保護を必要とすることを証明する書類
- (26) 保育士雇用助成加算所要額調書（第23号様式）
- (27) 保育士雇用助成加算所要額内訳書・実績内訳書（第24号様式）

## 第2号様式（第5条関係）

## 民間保育所等運営費補助金算出内訳書

施設名

事業名	区分 補助対象 経費	算出内訳						
		借入元金 A	事業費総額 B	事業費補助総額 C	当該年度約定 返済額 D	借入金 に対する 補助 対象率 E	補助率 F	所要額 G = D × E × F
特別経常費	昭和48年度～平成3年度借入	円	円	円	円			円
	平成4年度以降借入							
	小計							
事業名	区分 経費名	交付区分		補助単価 円		補助 対象 人数 人	補助対 象月数 月	所要 額 円
保育整策事業費	低年齢児受入対策緊急支援事業	月額(保育士1人当たり)						
	民間保育所等健康管理体制強化事業	月額(看護師又は保健師) 月額(医療的ケア児サポート)						
	要保護児童民間保育所等受入促進事業	月額						
	小計							
民間保育所等機能強化費	障害児保育加算	月額(児童1人当たり)						
	要支援児童保育加算	月額(児童1人当たり)						
	待機児対策特別加算	年額						
	保育士確保対策事業	年額						
	小計							
地域機能強化費	地域育児センター機能強化費	年額(事業合計)						
入所児童処遇費	保育士雇用助成費	月額(1箇所当たり)						
	探査費	月額(児童1人当たり)						
	腸内細菌検査費	年額(職員1人当たり)						
	園外保育助成費	年額(1箇所当たり)						
	保育教材助成費	月額(児童1人当たり)						
	保険料助成費	年額(児童1人当たり)						
	紙おむつ処理事業費	月額(児童1人当たり)						
	紙おむつ収集運搬費	年額(1箇所当たり)						
	小計							
扶助外費								
	小計							
推進障害児事業保育費	障害児保育推進事業費	月額(児童1人当たり)						
合計								

## 第3号様式（第5条関係）

## 借入金調書

施設名

区分	借入先	借入金額 千円	契約（借入）年月 日	償還開始 年月日	償還終了 年月日	当該年度 約定返済 元金	借入金の 使途（具 体的に記 入のこ と）
	小計						
	小計						
合計							

第4号様式（第5条関係）

特 別 経 常 費 内 訳 書

項目 施設名	定員	事 業 費		補助金内訳			構造	面積		借入元 金	借入年度	当該年 度約定 返済額	補助金 所要額
		実施	基準	国庫	県費	市費		実施	基準				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円		$m^2$	$m^2$	千円	年	円

## 第5号様式（第5条関係）

# 年 度 保 育 繫 急 対 策 事 業 費 台 帳

## 第6号様式（第5条関係）

# 年 度 民 間 保 育 所 等 等 機 能 強 化 費 等 台 帳

## 第7号様式 (第5条関係)

## 年 度 障 害 児 保 育 加 算 対 象 児 童 の 入 所 状 況 表

児童イニシャル	年齢 (歳)	入所月数 (月)	障害の種別(○で囲んでください)	施設名	備 考
			身体障害・知的障害・情緒障害・その他		

## 第8号様式（第5条関係）

## 年度要支援児童保育加算所要額調書

施設名

区分	対象経費の支出 予定額 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額（A-B ） C	基準額 D	選定額（CとD を比較して少な い方の額） E	補助所要額 F
要支援児童保育加算	円	円	円	円	円	円

(注) A欄は、要支援児童の保育に係る経費を記入してください。

第9号様式（第5条関係）

要支援児童保育加算所要額内訳書・実績内訳書

施設名

区分 月	要 支 援 児 童 保 育 加 算		
	保 育 実 績 人 数 ①	補 助 単 価 ②	補 助 金 所 要 額 ①×②=③
4	人	円	円
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
計			

## 第10号様式（第5条関係）

## 要支援兒童保育調查票

### 施設名

## 第11号様式（第5条関係）

## 年度保育士確保対策事業所要額調書

施設名

区分	対象経費の支出 予定額 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額（A-B ） C	基準額 D	選定額（CとD を比較して少な い方の額） E	補助所要額 F
保育士確保対策事業	円	円	円	円	円	円

(注) A欄は、保育士確保対策事業に係る経費を記入してください。

第12号様式（第5条関係）

保育士確保対策事業所要額内訳書・実績内訳書

施設名

区分 月	保育士確保対策事業	
	事業内容	補助金所要額
4		円
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
計		

## 第13号様式（第5条関係）

## 年度 地域育児センター事業実施計画書・実績書

通常育児 相談	相談開設 日数	日（月平均）	日）	施設名
	実施方法			

支援事業 在宅育児	事業内容	実施月日	支援対象	参加人数	経費及び金額
相談強化事業	事業内容	実施月日	支援対象	利用人数	経費及び金額
地域家庭型支援事業 登録	事業内容	実施月日	支援対象	参加人数	経費及び金額
三世代支援事業 交流型	事業内容	実施月日	支援対象	参加人数	経費及び金額

## 第14号様式(第5条関係)

年度保育士配置基準算出表

区分	定員	初日入所児童数(人)												施設名	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
0歳児															
1歳児															
2歳児															
3歳児															
4・5歳児															
計															
障害児保育加算対象児童数															
保育所運営費上の配置 <small>(国基準)</small>	0歳児 ①													小数第2位切捨て〔国基準〕	
	1・2歳児 ②														
	3歳児 ③														
	4・5歳児 ④														
	小計 ⑤ (①~④)													小数第1位四捨五入	
	定員90人以下加算 ⑥														
	主任保育士専任加算 ⑦														
	保育標準時間認定児分 ⑧														
	合計 ⑨ (⑤~⑧)														
超過配置保育士数 ⑩															
市指定職員配置基準 ⑪ (⑨+⑩)															
実配置職員数															

(注) 「初日入所児童数」欄は、管外委託児童数を含みます

## 第15号様式（第5条関係）

## 年度障害児保育推進事業費所要額調書

施設名

区分	対象経費の支出 予定額 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額（A-B ） C	基準額 D	選定額（CとD を比較して少な い方の額） E	補助所要額 F
障害児保育推進事業 費	円	円	円	円	円	円

(注) A欄は、障害児保育に係る経費を記入してください。

第16号様式（第5条関係）

障害児保育推進事業費所要額内訳書・実績内訳書

施設名

区分 月	障害児保育推進事業費		
	保育実績 人數 ①	補助単価 ②	補助金 所要額 ①×②=③
4	人	円	円
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
計			

## 第17号様式（第5条関係）

## 年度民間保育所等健康管理体制強化事業費（健康管理体制強化事業）所要額調書

## 施設名

区分	対象経費の支出 予定額 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額（A-B ） C	基準額 D	選定額（CとD を比較して少な い方の額） E	補助所要額 F
民間保育所等健康管理体制強化事業費（ 健康管理体制強化事業）	円	円	円	円	円	円

（注）A欄は、看護師又は保健師の雇用に係る経費を記入してください。

第18号様式（第5条関係）

民間保育所等健康管理体制強化事業費（健康管理体制強化事業）所要額

内訳書・実績内訳書

施設名

区分 月	民間保育所等健康管理体制強化事業費（健康管理体制強化事業）		
	雇用実績 人 数 ①	補助単価 ②	補助金 所要額 ③
4	人	円	円
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
計			

## 第19号様式（第5条関係）

## 年度民間保育所等健康管理体制強化事業費（医療的ケア児加算）所要額調書

区分	対象経費の支出 予定額 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額（A-B ） C	基準額 D	施設名	
					選定額（CとD を比較して少な い方の額） E	補助所要額 F
民間保育所等健康管理体制強化事業費（医療的ケア児加算）	円	円	円	円	円	円

（注）A欄は、医療的ケア児サポーターの雇用に係る経費を記入してください。

第20号様式（第5条関係）

民間保育所等健康管理体制強化事業費（医療的ケア児加算）所要額内訳

書・実績内訳書

施設名

区分 月	民間保育所等健康管理体制強化事業費（医療的ケア児加算）		
	雇用実績 人 数 ①	補助単価 ②	補助金 所要額 ③
4	人	円	円
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
計			

## 第21号様式（第5条関係）

## 年度要保護児童民間保育所等受入促進事業費所要額調書

施設名

区分	対象経費の支出 予定額 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額（A-B ） C	基準額 D	選定額（CとD を比較して少な い方の額） E	補助所要額 F
要保護児童民間保育 所等受入促進事業費	円	円	円	円	円	円

(注) A欄は、要保護児童の保育に係る経費を記入してください。

第22号様式（第5条関係）

要保護児童民間保育所等受入促進事業費所要額内訳書・実績内訳書

施設名

区分 月	要保護児童民間保育所等受入促進事業費		
	保育実績 人數 ①	補助単価 ②	補助金 所要額 ③
4	人	円	円
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
計			

第23号様式（第5条関係）

年 度 保 育 士 雇 用 助 成 加 算 所 要 額 調 書

施設名

区 分	対象経費の支出 予定額 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額（A-B ） C	基 準 額 D	選定額（CとD を比較して少な い方の額） E	補助所要額 F
保育士雇用助成加算	円	円	円	円	円	円

（注）A欄は、保育士雇用助成加算に係る経費を記入してください。

第24号様式（第5条関係）

保育士雇用助成加算所要額内訳書・実績内訳書

施設名

区分 月	保育士雇用助成加算	
	事業内容	補助金所要額
4		円
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
計		

第25号様式（第6条関係）

民間保育所等運営費補助金（変更）交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　印

年　　月　　日付けで申請がありました　　年度綾瀬市民間保育所等  
運営費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5  
条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1　補助金額	円			
既交付決定額	円（	年	月	日決定）
今回変更（増減）額	円			
2　補助条件				

第26号様式（第8条関係）

民間保育所等運営費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者　所　在　地

名　　称

代表者氏名

年　　月　　日　　付けて決定を受けた　　年度綾瀬市民間保育所等運営  
費補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添  
えて申請します。

1　変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2　変更（中止・廃止）の理由

3　添付書類

- (1) 民間保育所等運営費補助金算出内訳書（第2号様式）
- (2) 借入金調書（第3号様式）
- (3) 特別経常費内訳書（第4号様式）
- (4) 保育緊急対策事業費台帳（第5様式）
- (5) 民間保育所等機能強化費台帳（第6号様式）
- (6) 障害児保育加算対象児童の入所状況表（第7号様式）
- (7) 要支援児童保育加算所要額調書（第8号様式）
- (8) 要支援児童保育加算所要額内訳書・実績内訳書（第9号様式）
- (9) 要支援児童保育加算調査票（第10号様式）
- (10) 保育士確保対策事業所要額調書（第11号様式）
- (11) 保育士確保対策事業所要額内訳書・実績内訳書（第12号様式）

- (12) 地域育児センター事業実施計画書・実績書（第13号様式）
- (13) 障害児保育推進事業費所要額調書（第15号様式）
- (14) 障害児保育推進事業費所要額内訳書・実績内訳書（第16号様式）
- (15) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（健康管理体制強化事業）所要額調書  
（第17号様式）
- (16) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（健康管理体制強化事業）所要額内訳書  
・実績内訳書（第18号様式）
- (17) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（医療的ケア児加算）所要額調書（第1  
9号様式）
- (18) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（医療的ケア児加算）所要額内訳書・実  
績内訳書（第20号様式）
- (19) 要保護児童民間保育所等受入促進事業費所要額調書（第21号様式）
- (20) 要保護児童民間保育所等受入促進事業費所要額調内訳書・実績内訳書（第22  
号様式）
- (21) 保育士雇用助成加算所要額調書（第23号様式）
- (22) 保育士雇用助成加算所要額内訳書・実績内訳書（第24号様式）

なお、(2)、(3)、(6)及び(12)の書類は、交付申請書に添付したものと変更がない  
場合は、添付する必要はありません。

第27号様式（第10条関係）

民間保育所等運営費補助金実績報告書

年　　月　　日

(宛先) 綾瀬市長

補助事業者　所　在　地

名　　称

代表者氏名

年　　月　　日　　付けて交付決定を受けた　　年度綾瀬市民間保育所等  
運営費補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

区分	補助金所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額
特別経常費			
保育緊急対策事業費			
民間保育所等機能強化費			
地域育児センター機能強化費			
入所児童処遇費			
法外扶助費			
障害児保育推進事業費			
合　　計			

添付書類

- (1) 民間保育所等運営費補助金算出内訳書（第2号様式）
- (2) 借入金調書（第3号様式）
- (3) 特別経常費内訳書（第4号様式）
- (4) 保育緊急対策事業費台帳（第5様式）
- (5) 民間保育所等機能強化費台帳（第6号様式）
- (6) 障害児保育加算対象児童の入所状況表（第7号様式）
- (7) 要支援児童保育加算所要額調書（第8号様式）
- (8) 要支援児童保育加算所要額内訳書・実績内訳書（第9号様式）
- (9) 要支援児童保育加算調査票（第10号様式）
- (10) 保育士確保対策事業所要額調書（第11号様式）

- (11) 保育士確保対策事業所要額内訳書・実績内訳書（第12号様式）
- (12) 地域育児センター事業実施計画書・実績書（第13号様式）
- (13) 保育士配置基準算出表（第14号様式）
- (14) 障害児保育推進事業費所要額調書（第15号様式）
- (15) 障害児保育推進事業費所要額内訳書・実績内訳書（第16号様式）
- (16) 特別児童扶養手当認定通知書（写し）又はこれに代わる書類
- (17) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（健康管理体制強化事業）所要額調書（第17号様式）
- (18) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（健康管理体制強化事業）所要額内訳書・実績内訳書（第18号様式）
- (19) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（医療的ケア児加算）所要額調書（第19号様式）
- (20) 民間保育所等健康管理体制強化事業費（医療的ケア児加算）所要額内訳書・実績内訳書（第20号様式）
- (21) 要保護児童民間保育所等受入促進事業費所要額調書（第21号様式）
- (22) 要保護児童民間保育所等受入促進事業費所要額調内訳書・実績内訳書（第22号様式）
- (23) 保育士雇用助成加算所要額調書（第23号様式）
- (24) 保育士雇用助成加算所要額内訳書・実績内訳書（第24号様式）

なお、(2)、(3)、(6)、(12)及び(13)の書類は、交付申請書に添付したものと変更がない場合は、添付する必要はありません。

第28号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所 在 地  
名 称  
代表者氏名

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日 付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民間保育所等  
運営費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 円

（注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。